

年度末・年度初めの事務手続き Q&A・用語様式解説集



公立学校共済組合三重支部

R8.2

目 次

1. 異動に関する事	1
2. 任意継続組合員に関する事	1
3. 保険証（資格確認書）に関する事	2
4. 組合員の資格喪失に関する事	4
5. 用語・様式解説集	5

1. 異動に関すること

Q 1. 3月31日に退職して、4月1日から引き続いて定年前再任用短時間勤務職員（週 20 時間以上）になります。引き続き組合員資格を有するということになりますが、何か手続きは必要ですか。

A 1. 年金の手続きとしてライフプラン第3期セミナーにて配布しました「再任用等報告書」をご提出ください。様式は三重支部ホームページにも掲載しています。（要領P 4⑧）

職員番号が変わっても組合員資格は継続します。

なお、異動により他の共済組合に加入することとなる場合は、再任用等報告書の提出ではなく、“転出”の手続きを行ってください。（要領P 1 ②③）

Q 2. 3月31日まで臨時的任用講師として勤務し、短期組合員として公立学校共済組合三重支部に加入していましたが、4月1日から教諭として採用されて一般組合員となります。「一般組合員資格取得届書」を提出する必要はありますか。

A 2. 組合員資格は継続するため、「一般組合員資格取得届書」は必要ありませんが、組合員種別の変更となりますので「組合員異動報告書」と「年金加入期間等報告書」はご提出いただく必要があります。被扶養配偶者がいる場合は「国民年金第3号被保険者関係届」もご提出ください。（要領P 4⑨）

勤務地の都合で転居した場合は「記載事項等変更申告書」もご提出ください。（要領P 5⑩）

Q 3. 臨時的任用講師として3月下旬までA校に勤務していましたが、4月上旬からB校で同じく臨時的任用講師として勤務することになりました。何か手続きは必要ですか。

A 3. 県費職員が「A校の任用終了時にB校で任用されることが分かっていた」かつ「A校の任用終了からB校の任用開始までの日数が春休み期間を除いて14日以内」であるならば手続きは必要ありません。

もしこの条件に合わない場合は、A校で退職（要領P 1 ①）の手続きを行い、B校で新規採用（要領P 2⑤）の手続きの両方を行っていただく必要があります。

2. 任意継続組合員に関すること

Q 4. 任意継続組合員の加入申込の事前受付期間に申込みをするのを忘れていました。任意継続組合員になることはできないのでしょうか。

A 4. 令和7年度末退職者の加入手続きの最終締切日は令和8年4月17日です。この日までに「任意継続組合員申出書」と「預金口座振替依頼（申込）書」を提出し、かつ初回掛金を納めていただければ、事前受付期間が過ぎても加入手続きは可能です。

なお、事前受付期間終了後に加入申込の場合、マイナ保険証非保有者に発行する資格確認書の送付は4月下旬過ぎになる可能性がありますのでご了承ください。

Q 5. 任意継続組合員の申出をしましたが、決定通知が届きません。申出書は共済組合に到着していますか？

A 5. 事前受付期間中にお申込みいただいた方は3月中旬に掛金額決定通知をお送りします。それ以降にお申込みいただいた方は、書類不備が無ければ申込用紙が共済組合に到着して約一週間で通知します。

もし当共済組合から通知が届かないようでしたら必ずお問合せください。例年、申込んだつもりで書類を提出していない、または事務室に書類が残っていたという事例が散見されます。そういった事情であっても期限内に手続きが完了できなければ任意継続組合員に加入できません。

Q 6. 定年退職後、暫定再任用フルタイム職員として勤務していますが、この4月から暫定再任用短時間勤務職員（週20時間未満勤務）となります。任意継続組合員になることは可能ですか。

A 6. 可能です。暫定再任用フルタイムの任用終了後に再任用（再就職）したとしても、他の医療保険に加入しないならば、暫定再任用フルタイムの任用終了翌日から任意継続組合員に加入することができます。

掛金額については、暫定再任用フルタイム終了時の標準報酬月額を用いて計算します。

Q 7. 退職して任意継続組合員となりますが、被扶養者となっている家族の任意継続用の被扶養者証の発行について別途手続きが必要ですか。

A 7. 退職時に既に被扶養者として認定している方については、組合員が任意継続組合員に申し込んでいただくだけで、引き続き被扶養者として認定します。マイナ保険証保有者はマイナ保険証をご利用いただき、マイナ保険証非保有者は任意継続組合員申出書の資格確認書発行要否欄にチェックを入れていただくと資格確認書を交付します。

もし被扶養者が就職等によって扶養から外れる場合、被扶養者の取消申告を行ってください。

ただし、給与の扶養手当が終了する被扶養者（今年度中に満22歳になった子）に対しては被扶養者認定を継続しません。その被扶養者が就職等によってそのまま扶養でなくなる場合は手続き不要ですが、引き続き被扶養者とする場合は4月中に被扶養者特別認定の手続きが必要です。（要領P12（2））

なお、7月以降も被扶養者である方は資格確認（被扶養者としての条件を満たしているかの確認）をさせていただきますのでご協力願います。

3. 保険証（資格確認書）に関すること

Q 8. 組合員資格取得届書を提出締切日までに提出した場合、どのくらいで資格確認書は手元に届きますか。

A 8. 可能な限り速やかに発行することに努めますが、年度初めであり発行件数が非常に多いため、4月下旬となる場合もありますのでご理解願います。

Q 9. 被扶養者の資格確認書はどれくらいで手元に届きますか。

A 9. 被扶養者認定申告書又は被扶養者特別認定申請書をご提出いただき、書類に不備がなければ可能な限り速やかに資格確認書を発行していますが、年度初めは件数も多く、何日かお待ちいただくことになります。（組合員の採用・転入と同時の被扶養者認定申請の場合は、組合員の資格取得処理完了後、資格確認書を発行しますので通常の被扶養者認定より日数がかかります。）

被扶養者の認定については、認定事実の発生日から30日以内に所属所へ申告書を提出する必要があります。30日超過後は所属所が申請書を受け付けた日からの認定となります。

組合員の採用・転入による認定事実発生日は4月1日、認定事実発生理由は“組合員の資格取得”としてください。



扶養手当に関する手続きと混同されることが多くあります。扶養手当と健康保険の被扶養者手続きはそれぞれ別に行っていただく必要がありますのでご注意願います。

Q 10. 新規採用となった組合員の「資格取得届書」と、その扶養家族の「被扶養者認定申告書」を一緒に提出しました。組合員の資格確認書は送付されてきましたが、被扶養者分の送付がありません。

A 10. 一緒に書類をご提出いただいた場合であっても、事務処理の都合上、被扶養者の資格確認書が遅れて発送となる場合があります。

特に県立学校及び県教委事務局の方は総務事務課経由での手続きとなりますので、遅延することがあります。可能な限り速やかな発送に努めますのでご理解願います。

Q 11. 資格確認書が手元に届くまでに医療機関を受診したいので「資格証明書」を発行してください。

A 11. 公立学校共済組合では資格証明書は発行していません。

ご提出いただいた書類を確認のうえ、可能な限り速やかに資格確認書を発行しておりますので何卒ご了承ください。

Q 12. 資格確認書が手元に届く前に医療機関を受診した場合、医療費の手続きはどうすればよいですか。

A 12. まずは医療機関に、資格確認書がまだ発行されていない旨をお伝えいただき、その医療機関の指示に従ってください。

医療機関に10割の医療費を支払い、7割（未就学児又は70歳以上は8割）を共済組合へ請求するよう指示を受けた場合は、医療機関で発行してもらう「診療報酬明細書（レセプト）」と「領収書」を共済組合の「療養費・家族療養費請求書」に添付して共済組合へ請求してください。（要領P14（2））

（注）「診療報酬明細書」は領収書等と一緒に発行される「診療明細書」とは異なります。

Q13. 3月31日に退職して4月1日から引き続いて定年前再任用短時間勤務職員（週20時間以上勤務）になります。定年前短時間勤務職員（週20時間以上勤務）には扶養手当の支給がありませんが「被扶養者特別認定申請書」の提出は必要ですか。

A13. 4月時点では必要ありません。退職時に被扶養者である方は、4月1日以降、当支部にて職権で特別認定に区分変更します。7月頃に被扶養者の資格確認（被扶養者としての条件を満たしているかの確認）をさせていただきますので、ご協力願います。

ただし、給与の扶養手当が今年度末をもって終了する被扶養者である子や孫（今年度中に満22歳になった者）については被扶養者特別認定の手続きが必要です。また、被扶養者である方が就職等によって扶養から外れる場合は、扶養手当が終了するタイミングであっても被扶養者の取消申告が必要です。（要領P12（2））

4. 組合員の資格喪失に関すること

Q14. 国民健康保険・国民年金の加入や、家族の被扶養者となる手続きに、共済を脱退した証明が必要と言われたので発行してください。

A14. 「退職（転出）届書」の「喪失証明発行希望」欄にチェックしてください。資格喪失証明書は組合員の自宅（「退職（転出）届書」に記載の住所）へ郵送します。

もしチェックを忘れた場合は電話連絡でも発行を受け付けますが、「退職（転出）届書」が当支部に到着していない場合は発行することができません。

Q15. 組合員が公立学校共済組合三重支部の組合員資格を喪失するのですが、被扶養者の取消申告も必要ですか。

A15. 必要ありません。「退職（転出）届書」に資格確認書（有効期限内のもののみ）も添えて提出してください。

Q16. 資格喪失後、新たな保険の加入手続き中ですが、発行前に医療機関にかかりたい場合どうすれば良いでしょうか。

A16. 医療機関の窓口にて保険の加入先が変わっている旨を必ずお伝えいただき、その医療機関の指示に従ってください。医療費を一旦10割負担された場合は、後日、新たな保険者へ「療養費」の請求手続きを行ってください。手続き方法等は新しい保険者へお尋ねください。

資格喪失後に当支部の加入者として医療機関を受診した場合は当支部が負担した医療費を組合員の方に請求させていただくことになります。

5. 用語・様式解説

主に年度末・年度初めの手続きにて頻出する事柄を取り上げています。

ここに掲載していないことに関しては「福利のしおり」、「福利のたより」、ホームページをご覧ください。
いただくか、共済組合へお問い合わせください。

<インデックス>

あ	一般組合員（用語） 一般組合員資格取得届書〔様式〕	た	待機者（用語） 退職（用語） 退職（転出）届書〔様式〕 短期給付（用語） 短期組合員（用語） 短期組合員資格取得届書〔様式〕 長期給付（用語） 徴収嘱託（用語） 転入・転出（用語） 特別認定（用語）
	か		な
さ	会計年度任用職員（用語） 借換え（用語） 記載事項等変更申告書〔様式〕 空白期間（用語） 組合員異動報告書〔様式〕 組合員資格（用語） 組合員種別（用語） 後期高齢組合員（用語） 公務員共済組合（用語） 国民年金被保険者（用語） 国民年金第3号被保険者住所変更届〔様式〕 国民年金第3号被保険者関係届〔様式〕	は	任意継続（用語） 任期付職員（用語） 年金加入期間等報告書〔様式〕 年金受給者再就職届書〔様式〕
	再任用等報告書〔様式〕 暫定再任用職員（用語） 資格確認書（用語） 資格取得（用語） 資格取得届書〔様式〕 資格喪失（用語） 償還継続（用語） 人事記録カード〔様式〕 全額繰上げ償還（用語） 即時償還（用語）	ま	マイナ保険証（用語）
		ら	臨時的任用職員（用語）

＜あ行＞

一般組合員（用語）

長期給付も短期給付も共済組合制度が適用となる組合員のことを言います。主に正規職員、暫定再任用フルタイム勤務職員、任期付職員が該当します。

【関連：短期組合員（用語）】

一般組合員資格取得届書〔様式〕

新規に一般組合員となった場合に提出してください。短期組合員から一般組合員となった場合は「組合員異動報告書」を提出してください。

＜か行＞

会計年度任用職員（用語）

会計年度（4月から3月までの1年間）内で任期を定められて任用される職員のこと。短時間で勤務する方もフルタイムで勤務する方も年度内の任用であればこれに該当します。その中でも一定の条件に該当すると共済組合の短期組合員や一般組合員になります。

借換え（用語）

「貸付を受けている方が、貸付金の増額を希望し、当該貸付の未償還元金を貸付金の額から差し引いて、同一種類の新たな貸付を受けること」を言いますが、異動に際しては「貸付を受けている方が転入・転出した際に、異動後の共済組合からその貸付残高を借りて、異動前の共済組合へ即時償還をする」という手続きのことを指す場合があります。

記載事項等変更申告書〔様式〕

氏名住所や、当共済からの給付金の送金口座が変更となった際にご提出ください。県費職員については県教委からの情報により給与のA口座を登録していますので、県費職員の口座変更に関しては申告不要です。

空白期間（用語）

任用終了日から次の任用日まで数日の任用が無い期間があるものの、任用終了時点であらかじめ次の任用（同一の任命権者によるものに限る。）の予定が決まっており、前後の任用が引き続いたものであると任命権者が認める場合、その数日の任用が無い期間も共済組合の資格は喪失せず引き続きます。その期間のことを空白期間と言います。

三重県教育委員会では、空白期間は14日以内（冬季休業、学年末休業及び学年始休業を除く）の場合に共済組合の資格は引き続くと定めています。

組合員異動報告書〔様式〕

「組合員種別が一般、短期、船員の間で異動があったとき」、「県費職員が市町費職員となったとき」などに、異動後の所属からご提出いただく書類です。

市町費職員の異動に際しては辞令の写し等を添付いただく必要があります。

組合員資格（用語）

共済組合に加入する条件を満たしていることや、実際に加入中であることを「組合員資格がある」と言います。加入条件を満たしている場合は強制加入となり、反対に条件を満たしていない場合は本人が加入を希望しても加入できません。

【関連：資格取得届書〔様式〕】

組合員種別（用語）

当共済組合に加入いただく方のうち、勤務形態等によって適用される制度（長期給付、短期給付等）が異なります。

一般組合員、短期組合員、船員組合員、任意継続組合員、後期高齢組合員などの種別があり、勤務形態等によって種別が決められます。

後期高齢組合員（用語）

75 歳以上の組合員のことを言います。75 歳以上の方は後期高齢者医療制度の対象となるため、共済組合の資格確認書は発行できません。共済組合の福祉事業（人間ドック、予防接種補助）が利用できます。

公務員共済組合（用語）

公務員が加入する共済組合の総称です。県職員が加入する地方職員共済組合や、市町村職員共済組合、警察共済組合、文部科学省共済組合（他、国の各省の共済組合）などがあります。

【関連：転出・転入（用語）】

国民年金被保険者（用語）

日本国民は 20 歳から 60 歳になるまで国民年金に加入する義務があります。

65 歳未満の共済組合の組合員や、一般の厚生年金加入者は「国民年金第 2 号被保険者」と言い、その保険料は共済組合や厚生年金の保険料に含まれています。

その第 2 号の方に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者のことを「国民年金第 3 号被保険者」と言い、保険料が免除されます。

それ以外の 20 歳以上 60 歳未満の方（学生、無職、フリーター、自営業者等）は「国民年金第 1 号被保険者」と言い、ご自身で保険料を納付していただく必要があります。

国民年金第 3 号被保険者住所変更届〔様式〕

国民年金第 3 号被保険者の住所が変更となった際に記載事項等変更申告書と併せてご提出ください。未提出のままだと日本年金機構の通知等が届きません。

ただし、海外居住となった場合や海外から帰国した場合は「国民年金第 3 号被保険者関係届」をご提出ください。

国民年金第 3 号被保険者関係届〔様式〕

配偶者が新規に国民年金第 3 号被保険者に該当したときや、その被扶養配偶者が扶養から外れるとき、海外居住となったとき、海外居住から帰国したときに提出いただく書類です。共済組合の被扶養者関係の申告書類と同時に提出いただく必要があります。

＜さ行＞

再任用等報告書〔様式〕

一般組合員から短期組合員となった場合（退職後に臨時的任用職員や定年前再任用短時間勤務（週 20 時間以上勤務）、暫定再任用短時間（週 20 時間以上勤務）になった場合等）や、定年から暫定再任用フルタイム勤務職員となった場合にご提出ください。

【関連：組合員異動報告書〔様式〕】

暫定再任用職員（用語）

定年退職から再任用制度により引き続いて勤務される職員のことを言いますが、その勤務時間数によって共済組合の組合員資格の取り扱いが異なります。

フルタイムで勤務する場合は一般組合員に、短時間勤務のうち週 20 時間以上勤務する場合は短期組合員になります。週 20 時間未満勤務の場合は共済組合を含む社会保険の適用はありません。

資格確認書（用語）

健康保険証の代わりになるものです。原則としてマイナ保険証を保有していない組合員・被扶養者に発行されます。

【関連：マイナ保険証（用語）】

資格取得（用語）

健康保険や年金の制度において、その制度に加入することを言います。

当共済では被扶養者の認定において、事実発生日（扶養に入る理由が発生した日）から 30 日以上経過した申請である場合、事実発生日ではなく申請日が資格取得日となりますのでご注意ください。

資格取得届書〔様式〕

共済組合に新規に加入いただく際にご提出いただく書類です。「短期組合員資格取得届書」と「一般組合員資格取得届書」の 2 種類がありますので、短期組合員か一般組合員のどちらで資格取得となるか確認してから書類を作成してください。

資格喪失（用語）

健康保険や年金の制度において、その加入している制度から脱退することを言います。

ただし、資格喪失日は加入期間の最終日ではなく、その翌日となりますのでお間違いないようご注意ください。例えば、3 月 31 日退職の方の資格喪失日は 4 月 1 日となります。

【関連：退職（用語）】

償還継続（用語）

貸付を受けている方が国家公務員の共済組合に転出した場合、自己資金で毎月振り込んでいただくことにより当共済組合に継続して償還する制度です。

この制度の利用にあたってはおおむね 5 年で公立学校共済組合に再度転入する見込みであり、だんしん加入者である等の条件があります。

【関連：徴収嘱託（用語）】

人事記録カード【様式】

県費教職員の、採用されてからの人事事項や給与事項が掲載されたものです。将来の年金を受給していただくにあたり、当共済組合の登録情報に誤りがないかなどをチェックするために一般組合員が資格喪失したときや、短期組合員に種別変更したときに提出していただきます。

平成6年より前は手書様式であったため、それ以前に採用の方は手書様式の方もご提出ください。
市町費職員については、各市町の様式（人事台帳、履歴書等）をご提出ください。

全額繰上償還（用語）

貸付けを受けている方からの申出により、未償還元利金を全額繰り上げて償還する方法です。

申出にあたっては「全額繰上償還申出書」をご提出いただくことになりますが、この申出書が共済組合に到着するタイミングにより、振込期限や経過利息の計算が異なります。

即時償還（用語）

一定の事由に該当したとき、未償還元利金を直ちに償還する方法です。退職に伴い、退職手当が支給される場合は退職手当から控除させていただきますので、手続きは不要です。ただし、退職手当が未償還金を下回る場合は不足分を速やかに入金していただく必要があります。

定年退職し、再任用職員となる等、組合員資格が引き続く場合であっても、退職手当が支給される場合は即時償還となります。

<た行>

待機者（用語）

一般組合員が資格喪失又は短期組合員に種別変更したとき、将来の年金受給のために一般組合員であった期間の年金情報を登録した方のことです。退職後、年金の受給開始年齢になるまで待機していただくという意味です。登録完了後は自宅あてに登録した旨の通知をお送りします。

退職（用語）

退職した場合は共済組合の資格も喪失することとなります。ただし、退職から再任用職員となる場合や、支援員や嘱託職員となった場合、勤務条件によっては引き続き共済組合に加入いただきます。その場合は退職したからといって資格喪失するとは限りません。

【関連：転入・転出（用語）】

退職（転出）届書【様式】

公立学校共済組合三重支部の現職組合員として資格喪失する際にご提出いただく書類です。退職して任意継続組合員となる方もご提出ください。

前項のとおり、退職することと資格喪失は必ずしも同じとは限りませんのでご注意ください。なお、退職ではなく異動によって転出することとなった場合もご提出ください。

短期給付（用語）

共済組合における健康保険制度のことです。医療機関を受診する際の給付や、各種給付金（療養費、出産費、育児休業手当、傷病手当金等）があります。一般組合員と短期組合員の間で差異はありませんが、任意継続組合員は一部の休職に関する給付は対象外です。

【関連：長期給付（用語）】

短期組合員（用語）

共済組合の短期給付だけが適用され、長期給付が対象外となる組合員のことです。公立学校にて「週 20 時間以上勤務」、「月額賃金 8 万 8 千円以上」、「任期が更新見込みも含めて 2 か月以上」、「学生でない」の条件を全て満たす方が対象となります。

臨時的任用職員で、その任用直前に事務引継ぎとしての任用が 1 日だけある場合、その事務引継ぎの日が短期組合員の資格取得日となりますのでご注意ください。

【関連：一般組合員（用語）】

短期組合員資格取得届書〔様式〕

新規に短期組合員となった場合に提出してください。一般組合員から短期組合員となった場合は「組合員異動報告書」及び「再任用等報告書」を提出してください。

長期給付（用語）

共済組合の年金制度のことで、70 歳未満の一般組合員に適用されます。短期組合員の年金は長期給付ではなく一般厚生年金に加入していただきます。

【関連：短期給付（用語）】

徴収嘱託（用語）

貸付を受けている方が三重県内の地方公務員の共済組合に転出し、おおむね 5 年以内に公立学校共済組合へ再度転入する見込みの場合、転出先の共済組合へ償還の徴収を嘱託することによって、公立学校共済組合への支払を継続する制度です。

【関連：償還継続（用語）】

転入・転出（用語）

公務員共済組合に加入している方が、他の公務員共済組合に 1 日も空けずに加入すること。元の共済組合から「転出して」、次の共済組合へ「転入する」と言います。

異動や割愛退職のほか、自己都合退職や任期終了の翌日から国や他の地方公共団体で任用されて他の公務員共済組合に加入する場合も、空白期間が無ければこれに該当します。

特別認定（用語）

給与上の扶養手当は対象外であるが、共済組合の短期給付（健康保険）制度上では被扶養者として認定できる場合の認定方法です。特別認定で認定された方は、年に一度、扶養の確認をさせていただきます。

【関連：普通認定（用語）、被扶養者（用語）】

＜な行＞

任意継続組合員制度（用語）

資格喪失後も最長で2年間、現職時とほぼ同様の短期給付の適用を受けることができる制度です。

組合員期間が一定以上ある、退職日から引き続いて加入する、期日までに加入手続きを完了させるなど、加入には条件があります。また、任意の制度なので、途中脱退も可能です。

任期付職員（用語）

育児休業や配偶者同行休業を取得する職員の代替として任用される職員のうち任期付きで任用される職員のことです。講師等であっても、任期付職員は一般組合員となります。任期付職員と臨時的任用職員は異なります。

【関連：臨時的任用職員（用語）】

年金加入期間等報告書〔様式〕

複数の公務員共済組合に一般組合員として加入したことがある場合、共済組合から将来支給される年金は最後に加入していた共済組合から他共済組合の加入期間分もまとめて支給します。これには過去の年金記録を整備し、他の公務員共済組合から年金情報の移管を行う必要があります。そのために提出いただく書類です。

新規に一般組合員となったとき又は短期組合員から一般組合員となったときに提出してください。

年金受給者再就職届書〔様式〕

公務員共済組合の老齢又は障害の年金を受給している方が一般組合員になったときに提出してください。

前項で説明した複数の共済組合に加入したことがある方の年金の情報整備や支給において、既に年金を受給している方にご提出いただく書類となります。

＜は行＞

被扶養者（用語）

扶養と言っても、短期給付（健康保険）での扶養、給与の扶養手当、税法上（年末調整や確定申告）での扶養があり、それぞれ基準や意味合い、手続き方法も異なります。共済組合においては、短期給付制度上の扶養となることを言います。

被扶養者特別認定申請書〔様式〕

特別認定となる被扶養者について、新規に被扶養者になるとき、普通認定から特別認定に変更となるとき、年に一度の扶養状態の資格確認をするときに提出いただきます。

共済組合の被扶養者の基準で扶養の条件を満たしているかを審査するため、各種添付書類と一緒に共済組合にご提出いただきます。

【関連：特別認定（用語）】

被扶養者〔認定〕申告書〔様式〕

普通認定となる被扶養者について、新規に被扶養者になるときや、特別認定から普通認定に変更となるときなどに提出いただく書類です。扶養手当の手続きで扶養の状態を確認いただいているため、特別認定と比べて共済組合に提出いただく書類を一部省略することができます。

【関連：普通認定（用語）】

福利のしおり（用語）

公立学校共済組合三重支部と公立学校職員互助会が共同で発行している冊子です。各種制度の案内や手続きを掲載しています。毎年 7 月に各所属に配付するとともに、ホームページの組合員専用ページにも掲載しています。

福利のたより（用語）

公立学校共済組合三重支部、公立学校職員互助会、退職教職員互助会が共同で発行している広報誌です。任意継続組合員以外の全組合員を対象に年 5 回発行しています。

普通認定（用語）

給与上の扶養手当が認定されている方を、共済組合でも被扶養者として認定する方法です。扶養手当の申請で各種確認書類を所属所等にご提出いただいておりますので、共済組合への申請をいただく際は各種添付書類を大幅に省略いただくことが可能です。

ただし扶養手当の対象となっても、共済組合での被扶養者認定ができない場合がありますのでご注意ください。

【関連：特別認定（用語）】

<ま行>

マイナ保険証（用語）

健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードのことを言います。

マイナ保険証を保有している場合も、保険者（健康保険事業の実施者）に対する資格取得や被扶養者認定の手続きは従前のとおり行っていただく必要があります。

<ら行>

臨時的任用職員（用語）

令和 2 年 3 月までは、非正規の常勤職員は社会保険（協会けんぽ・厚生年金）に加入していましたが、令和 2 年 4 月から制度改正によって一般組合員となりました。

しかしながら令和 4 年 10 月からは別の制度改正により短期組合員となりました。

【関連：任期付職員（用語）】

以上